令和元年７月１９日

郡市区等医師会　御中

医一般社団法人大阪府医師会

　　　(公印省略)

　　　　　　「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた

　　　　　　　エボラ出血熱に係る協力依頼について

標記に関し、日本医師会より通知がありました。

本通知は、エボラ出血熱の発生地域（コンゴ民主共和国およびウガンダ共和国）への渡航者が医療機関を受診した場合、エボラ出血熱を念頭に置いた治療を行うことを依頼するものです。

標記に関連しましては、昨年８月３日に通知していますが、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が北キブ州の州都ゴマに及んだことを受け、本年７月１８日、世界保健機関（ＷＨＯ）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言したとのことです。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

大阪府医師会地域医療１課（小山）

TEL:06-6763-7012